

岡山県福祉サービス第三者評価機関認証実施要項

(福祉サービス)

- 第1条 岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「要領」という。）第2条に定める「岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要件」（以下「認証要件」という。）
- 1 (2)に規定する「福祉サービス」とは、社会福祉法に規定する社会福祉事業のうち、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同項第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業を除いた事業をいう。

(資格等)

- 第2条 認証要件1(3)に規定する評価調査者の要件については、次のとおりとする。
- (1) アaに規定する「組織運営管理業務」とは、法人の代表者や施設長等が組織を運営管理する業務をいう。
 - (2) アaに規定する「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、公認会計士、弁護士、税理士等組織運営管理に関し専門的な資格を有する者又は経営相談、経営指導等に3年以上携わった経験を有する者をいう。
 - (3) アbに規定する「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次のとおりとする。
 - ア 福祉分野 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
 - イ 医療分野 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士
 - ウ 保健分野 保健師
 - (4) アbに規定する「学識経験者」とは、大学、短大、専門学校等で、社会福祉、医療、保健分野に関する教育研究を行う者並びに公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門的な知識を有し、かつ、福祉サービスに関する業務経験を有する者をいう。
 - (5) アbに規定する「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として、3年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に携わった経験を有する者をいう。

(評価調査者が関係する事業所)

- 第3条 認証要件2(2)に規定する「自ら関係する事業所」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 評価調査者が現在所属する法人又は以前に所属していた法人が経営する全ての施設又は事業所
 - (2) 評価調査者の4親等以内の親族が現在所属する法人が経営する全ての施設又は事業所
- 2 前項の場合において「所属」とは、常勤、非常勤を問わず役員又は職員として雇用関係があることをいう。

附則

この要項は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。